

## 令和4年（2022年）第7回可児市議会定例会提出議案説明書

議案第66号 令和4年度可児市一般会計補正予算（第7号）について  
 議案第67号 令和4年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第68号 可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

## (1) 改正趣旨

組織機構再編に伴い、改正するもの。

## (2) 改正内容

【第1条】市長公室及び文化スポーツ部を廃止するとともに、企画部を市政企画部に、観光経済部を経済交流部に、市民部を市民文化部に、名称を改める。

【第2条】市長公室及び文化スポーツ部の分掌事務を廃止し、市政企画部、経済交流部及び市民文化部の分掌事務を定めるとともに、総務部及びこども健康部の分掌事務を改める。

## (3) 施行日／令和5年4月1日

議案第69号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## (1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職の特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給率を引き上げるとともに、地方公務員法等の一部改正に伴い、定年の引上げに関して関係規定を整備するもの。

## (2) 改正内容

【第4条第1項、第10条第2項】現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、引用条項を改めるとともに、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める。

【第9条第2項】特定任期付職員の期末手当の支給率を引き上げる。

単位：月

	6月	12月	年計
改定前	1.625	1.625	3.25
改定後	<u>1.65</u>	<u>1.65</u>	<u>3.3</u>

【別表】特定任期付職員の1号給の給料月額を1,000円引き上げる。

## (3) 施行日／令和5年4月1日

議案第70号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(1) 制定趣旨

地方公務員法等の一部改正に伴い、定年の引上げに関して関係規定を整備するもの。

(2) 制定内容

【第1条】可児市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正

【第2条】定年の引上げに伴い、早期退職募集の対象年齢を現行の45歳以上とするよう、対象年齢の規定を改める。

【第2条】可児市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

【新第2条第2項第5号、新第10条第5号】公益的法人等に派遣することができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例となる職員を追加する。

【第3条】可児市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

【第3条】現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、引用条項を改める。

【第4条】可児市職員の定年等に関する条例の一部改正

【第1条】地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改める。

【第3条、付則第3項】定年の年齢は、令和13年3月31日までに段階的に引き上げ、65歳とする。

【第4条】定年による退職の特例について、管理監督職勤務上限年齢制の特例となる職員に係る規定を追加する。

【第6条、第7条】管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は6級（課長級）及び7級（部長級）の職員とし、上限年齢は60歳とする。

【第8条】管理監督職勤務上限年齢制により他の職へ降任等を行う場合の遵守事項を規定する。

【第9条～第11条】特別な事由がある場合に、管理監督職に一定期間引き続き就かせることができるよう、勤務延長型特例任用及び異動可能型特例任用について規定する。

【第12条、第13条】定年前再任用短時間勤務職員を任用する場合の要件等について規定する。

【付則第4項】60歳に達する日の属する年度の前年度に、同日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他必要な情報の提供及び勤務の意思の確認を行う旨を規定する。

【第5条】可児市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

【第4条】懲戒処分のうち減給について、減ずる額は現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1を超えないこととする。

【第6条】可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

【第2条第3項、第3条、第4条第2項、第12条第1号】現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、引用条項を改めるとともに、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める。

【第7条】 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

【新第2条第3号、第10条第3号】 育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、勤務延長型特例任用及び異動可能型特例任用により勤務延長された管理監督職を占める職員を追加する。

【第18条第2号、第19条第1項】 現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、引用条項を改めるとともに、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める。

【第8条】 可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

【第2条】 現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、引用条項を改めるとともに、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める。

【第9条】 可児市職員の旅費に関する条例の一部改正

【第2条第2項】 現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める。

【第10条】 可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

【第2条第1項、第18条第1項、第19条】 現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴い、引用条項を改めるとともに、再任用職員及び再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める。

【第11条】 可児市職員の再任用に関する条例の廃止

現行の再任用制度が廃止されることに伴い、可児市職員の再任用に関する条例を廃止する。

【附則第11条】 令和5年3月31日までに任用及び給与に関する措置の内容その他必要な情報の提供及び勤務の意思の確認を行うこととする職員は、令和5年度中に60歳となる職員とする。

(3) 施行日／令和5年4月1日

附則第11条の規定は、公布の日

---

議案第71号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の勤勉手当の支給率を年間0.1月分引き上げることに伴い、市議会議員の期末手当の支給率を年間0.1月分引き上げるもの。

(2) 改正内容

【第4条第2項】 期末手当の支給率を引き上げる。

単位：月

		6月	12月	年計
改定前		2.15	2.15	4.3
改定後	令和4年度（第1条関係）	2.15	<u>2.25</u>	<u>4.4</u>
	令和5年度以後（第2条関係）	<u>2.2</u>	<u>2.2</u>	4.4

- (3) 施行日／第1条の規定は、公布の日（令和4年12月1日から適用する。）  
第2条の規定は、令和5年4月1日

---

議案第72号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の勤勉手当の支給率を年間0.1月分引き上げることに伴い、常勤の特別職職員の期末手当の支給率を年間0.1月分引き上げるもの。

(2) 改正内容

【第5条第2項】期末手当の支給率を引き上げる。

単位：月

		6月	12月	年計
改定前		2.15	2.15	4.3
改定後	令和4年度（第1条関係）	2.15	<u>2.25</u>	<u>4.4</u>
	令和5年度以後（第2条関係）	<u>2.2</u>	<u>2.2</u>	4.4

- (3) 施行日／第1条の規定は、公布の日（令和4年12月1日から適用する。）  
第2条の規定は、令和5年4月1日

---

議案第73号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の給料表及び勤勉手当の支給率を改定するとともに、地方公務員法等の一部改正に伴い、定年の引上げに関して関係規定を整備するもの。

(2) 改正内容

① 勤勉手当の支給率を改定するもの（第1条、第3条関係）

【第22条第2項第1号】再任用職員等（令和4年度は「再任用職員」、令和5年度以降は「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」をいう。）以外の職員の勤勉手当の支給率を引き上げる。

単位：月

		6月	12月	年計
改定前		0.95 (1.15)	0.95 (1.15)	1.9 (2.3)
改定後	令和4年度 (第1条関係)	0.95 (1.15)	<u>1.05</u> ( <u>1.25</u> )	<u>2.0</u> ( <u>2.4</u> )
	令和5年度以後 (第3条関係)	<u>1.0</u> ( <u>1.2</u> )	<u>1.0</u> ( <u>1.2</u> )	2.0 (2.4)

( ) 内は特定管理職員

【第22条第2項第2号】再任用職員等の勤勉手当の支給率を引き上げる。

単位：月

		6月	12月	年計
改定前		0.45 (0.55)	0.45 (0.55)	0.9 (1.1)
改定後	令和4年度 (第1条関係)	0.45 (0.55)	<u>0.5</u> ( <u>0.6</u> )	<u>0.95</u> ( <u>1.15</u> )
	令和5年度以後 (第3条関係)	<u>0.475</u> ( <u>0.575</u> )	<u>0.475</u> ( <u>0.575</u> )	0.95 (1.15)

( ) 内は特定管理職員

② 給料表を改定するもの (第2条、第4条関係)

【別表第1～別表第3】初任給及び若年層の給料月額を引き上げる。(平均改定率0.3%)

③ 定年の引上げに伴い改定するもの等 (第3条関係)

【第5条の2】定年前再任用短時間勤務職員の給与月額について、当該職員の属する給料表の額に、当該職員の勤務時間を38時間45分で除して得た額を乗じて得た額とする。

【第6条第1項】職員の昇給における勤務成績の対象期間について、実際の運用と合わせるよう規定を整備する。

【第13条】通勤手当の支給月額の上限を、国家公務員の支給月額の上限である55,000円に引き上げる。

【第16条第2項、第21条第3項、第22条第2項第1号及び第2号】時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当に関する規定について、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める。

【第23条の3第2項】初任給調整手当、扶養手当及び住居手当の適用除外に関する規定について、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるとともに、号給の決定及び昇給を適用除外に加える。

【付則第21項、付則第22項】60歳に達した日以降の最初の4月1日以後の職員(任期のある職員、勤務延長型特例任用の職員及び定年の特例事由があり継続勤務している職員を除く。)の給料月額は、給料表の額に100分の70を乗じて得た額とす

る。

【付則第23項、付則第24項】管理監督職勤務上限年齢制により降任等となった場合、基礎給料月額（降任等の前の給料額に100分の70を乗じて得た額）と特定日給料月額（最初の4月1日以後の給料額）の額に応じて給与の額の調整を行うことができるよう規定する。

【付則第25項～付則第27項】他の職員との権衡上必要である場合は、給与の額の調整を行うことができるよう規定する。

- (3) 施行日／第1条及び第2条の規定は、公布の日（令和4年4月1日から適用する。）  
第3条及び第4条並びに附則第3条から第10条までの規定は、令和5年4月1日

---

議案第74号 指定管理者の指定について

可児市多文化共生センターの指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】

（指定団体）可児市下恵土1185番地7

特定非営利活動法人可児市国際交流協会 理事長 渡邊 孝夫

（指定期間）令和5年4月1日～令和10年3月31日

---

○提出議案数／予算2 条例6 その他1 合計9

【諸般報告】

---

報告第12号 専決処分の報告について

議会の議決により指定された市長の専決処分事項を報告するもの。【地方自治法第180条】

和解及び損害賠償額を定めたもの。

道路管理の瑕疵による事故に係るもの（1件）

損害賠償額 35,200円

施設管理の瑕疵による事故に係るもの（1件）

損害賠償額 31,582円